

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 人権推進課	
許 認 可 等 名	老人ルームの利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市立老人ルーム条例	
根 拠 条 項	第6条	
連 絡 先	(電話 621 - 5169)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市立老人ルーム条例 (利用の申請及び承諾)</p> <p>第5条 老人ルームを利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承諾を受けなければならない。</p> <p>第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その者が次の各号の一に該当しない限り、その利用を承諾するものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他老人ルームの管理上適当でないときと認められるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)